



# こしがや



市のシンボルマーク

このマークは、市民の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたく様子を表現しています。平成10年11月3日選定

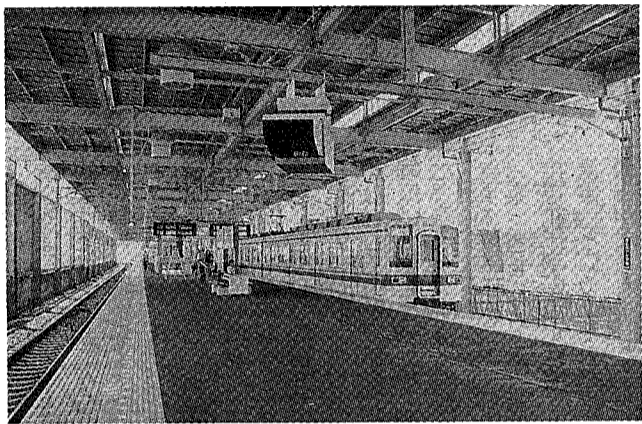
発行/越谷市 ☎343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 ☎(64)2111(代表) FAX(65)6433 編集/広報広聴課

市では、都市基盤整備事業の一環として、高架の上に電車を走らせる「鉄道高架」の工事を進めています。平成11年9月9日、東武伊勢崎線の越谷駅～北越谷駅間の下り線が高架化し、2力所の踏切がなくなりました。これにより安全性の向上と渋滞解消が図られました。

**越谷のココが知りたい!**  
進めています。まちづくり

このコーナーでは、暮らしやすいまちづくりのために市が進めている施策を紹介します。

## 安全で快適なまちづくり 進む鉄道高架事業

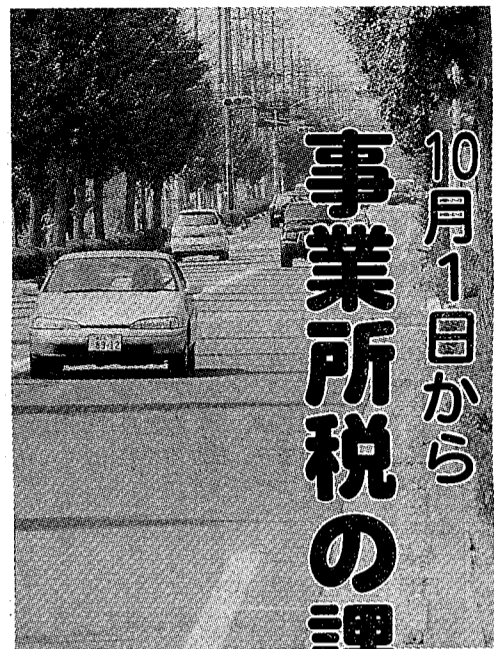


綾瀬川から北越谷駅先まで高架化されました

平成元年7月に始まった鉄道高架事業は、東武伊勢崎線の綾瀬川から北越谷駅先までの6.6キロ間を高架複々線化するものです。平成9年3月には越谷駅以南の複々線工事が完了、平成10年9月には越谷駅以北の上り線の高架が開通していました。引き続き複々線化を進め、平成12年度末には区間内全線の工事が完了する予定です。

周辺の騒音対策として、ロングレール・防振用ゴムマット等を使用するなど工夫しています。

問合せ 高架複々線化対策室 ☎63-92226



# 10月1日から 事業所税の課税が始まります

事業所税は、市税のひとつで人口30万人以上の都市に所在する事務所等に対し課税されるものです。道路・公園・上下水道・学校・福祉施設などの都市環境の整備や改善の費用に充てられます。税のしくみについては下表のとおりです。

- 課税されない**
- ▽公共法人、公益法人(収益事業に係るものを除く)等
  - ▽農林漁業の生産施設
  - ▽従業員の福利厚生施設
  - ▽病院、診療所等
- 課税標準の特例について**
- 次のようなものに対しては課税標準から一定割合が控除されます。
- ▽協同組合、信用金庫等

- 申告について**
- 事業所税の徴収は申告納付です。期限内に申告・納税してください。申告期限は次のとおりです。
- ▽事業に係る事業所税  
法人：事業年度の終了後2カ月以内
  - ▽個人：翌年の3月15日まで
- ▽新増設に係る事業所税  
新増設をした日から2カ月以内

- その他の申告**
- このほか、税額がなくても次のような場合は申告が必要です。
- ▽床面積が800平方メートルまたは従業員数が80人を超える事業所等：申告納期限まで
  - ▽事業所などを新設が廃止した場合：1カ月以内
  - ▽事業所などを貸付した場合：2カ月以内
  - ▽貸付内容に変更があった場合：変更の日から1カ月以内
- \*後日、申告が予定される方を対象とした、説明会の開催を予定しています

## 地域振興券

使用・申請期限は  
9月24日金まで

越谷市地域振興券の使用および申請期限は、9月24日(金)です。

振興券をまだお手元をお持ちの方は、お忘れのないよう期限内にご使用ください。また、交付対象となっていない方で申請をされていない方は、至急申請をするようお願いいたします。

問合せ 地域振興券推進本部 ☎63-93324

市の人口 (平成11年9月1日現在)

		前月比
総人口	30万7102人	194人増
男	15万4889人	132人増
女	15万2213人	62人増
世帯数	11万2317世帯	168世帯増

## 問合せ 市民税課市民税第2係 ☎63-9145

### ▼事業所税のしくみ

	事業に係る事業所税	新増設に係る事業所税
納税義務者	事業所などにおいて事業を行う法人・個人	事業所用家屋の建築主
課税標準	資産割	新増設された事業所用家屋の床面積
	従業者割	
税率	課税標準の算定期間の末日における市内の事業所用家屋の使用床面積	1mにつき600円
免税点	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額 *障害者および60歳以上(役員を除く)の給与は除く	2000m以下
徴収方法	1mにつき600円	申告納付
	1000m以下	
	(判定基準) ①非課税を除く ②課税標準の算定期間の末日における現況による ③市内において複数の事業所などで事業を行っている場合は、市内の全ての事業所などを合算して判定 ④資産割と従業者割は別個に判定	
	100人以下	
課税標準の算定期間	申告納付	申告納付
申告納付期限	法人…毎事業年度 個人…毎年1月1日から12月31日まで	新増設につき1回限り
適用開始	法人…事業年度終了の日から2カ月以内 個人…翌年の3月15日まで	新増設をした日から2カ月以内
	法人…平成11年10月1日以後に終了する事業年度の事業から 個人…平成11年10月1日以後の年分の事業から	平成11年10月1日以後に完成する事業所用家屋から

# 福祉のまちの実現をめざして 越谷市福祉憲章を制定



市民の皆さんとともに福祉のまちの実現をめざします  
(写真は8月に行われた「ボランティアキャンプ」から)

市では、すべての市民が生  
涯にわたり、すこやかにい  
きいきと、人間らしく、しか  
も安心して暮らすことがで  
き、ふるさとと実感できる福  
祉のまちを実現するために、  
個人、家庭、地域、企業など  
の心構えや行動指針として  
「越谷市福祉憲章」を制定し  
ました。

## 制定までの経緯

市では、平成10年度から市  
民参加による福祉憲章づくり  
を進めるために、広報で公募  
した市民の方などで構成され  
る「越谷市福祉憲章検討委員  
会」を設置して準備を進めて  
きました。

議事録では、「福祉憲章の制定  
に因る決議」が全会一致で  
なされました。

市では、平成10年度から市  
民参加による福祉憲章づくり  
を進めるために、広報で公募  
した市民の方などで構成され  
る「越谷市福祉憲章検討委員  
会」を設置して準備を進めて  
きました。

## 越谷市福祉憲章

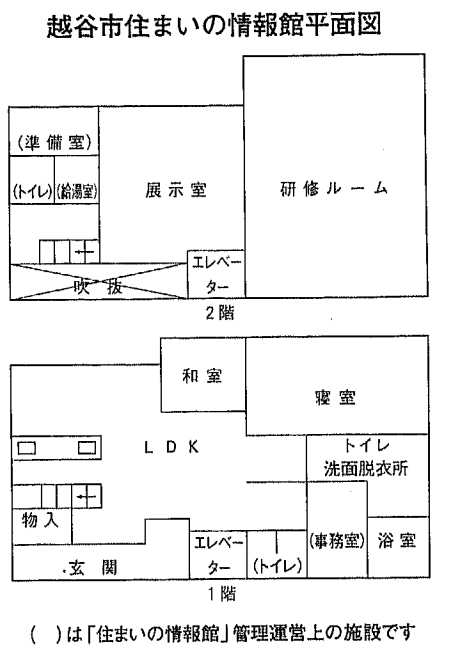
わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、  
いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、  
安心して暮らせることを願っています。  
そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、  
しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役  
割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。  
すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着をもてる福  
祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう  
かけがえのない あなたのいのち  
明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを  
(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけ  
がえのない存在です。たがいに認めあい、励ましあいながら、  
やさしいまちをつくりまします。)

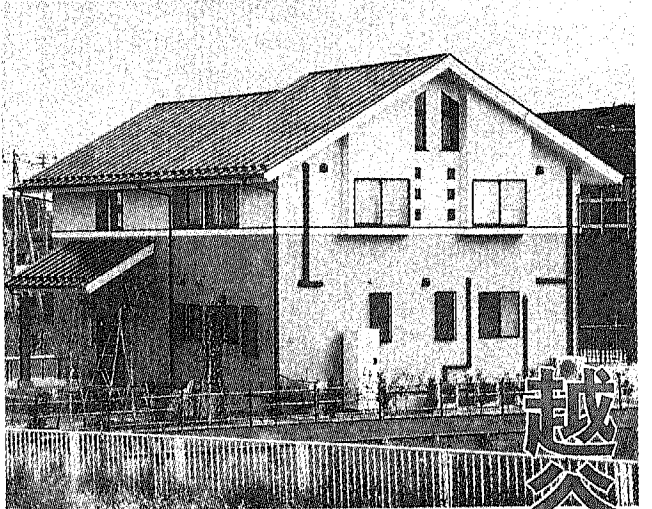
ともにつなげよう  
あなたのちから わたしの経験  
知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを  
(わたしたちは、一人ひとりがいるいるるるるるるるるるるる  
をもっています。ちからを發揮し、いかに、あわせて、住み  
よいまちをつくりまします。)

ともかけあおう  
ほほえみと 思いやり  
手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを  
(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、  
生きています。あたたかいこころと、思いやりをもって、ふ  
れあいのまちをつくりまします。)

ともに高めよう  
すこやかな こころと体  
明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを  
(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を  
守り、趣味をいかに、生きがいをもって、こころ豊かに暮ら  
せる、ふるさとのまちをつくりまします。)



( )は「住まいの情報館」管理運営上の施設です



「なのほな」の南側に建設中の「越谷市住まいの情報館」

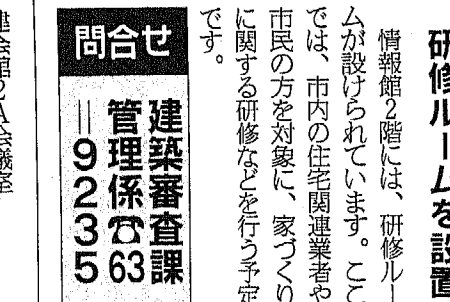
## 越谷市住まいの情報館 10月1日オープン

「仮称」越谷市耐震木造住宅情報セン  
ターとして建設が進められていた「越谷  
市住まいの情報館」が10月1日にオープ  
ンします。



越谷市住まいの情報館

所在地 越谷市大宮464の1  
構造 木造2階建  
敷地面積 1,525.81㎡  
建築面積 120.59㎡  
延床面積 210.09㎡(1階部分111.  
79㎡、2階部分98.30㎡)  
工事費 約7550万円  
開館時間 午前9時～午後4時30分  
休館日 毎週月曜日、祝日、12月  
29日～1月3日



バリアフリーを進める機器も設置されています

### 彩の国秋の全国交通安全運動

9月21日(火)～30日(木)

①高齢者の交通事故防止  
②シートベルト着用の徹底と  
チャイルドシート着用の徹底  
③安全速度の遵守

交通安全市民大会  
を開催します

9月30日  
10時～12時30分  
午後1時30分～4時30分

### 第29回越谷市商工まつり

10月2日(土)～3日(日) サンシティ周辺

10月2日(土) 10時～12時  
10月3日(日) 10時～12時

### 越谷市総合振興計画

審議会(部会)を開催します

### 今後の啓発方法

市税条例の一部が改正されました

### 家づくりに関する情報を提供

### 研修ルームを設置

### 縦覧

7左第一土地区画  
整理審議会委員  
選挙選挙人名簿

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です。市役所代表番号は64-2111

### おいでなさい エコ・バザール

会場には家庭の不用品が  
たくさん並びます。

### 12年4月1日採用 市看護職員を 募集します

### 2000年問題への 取り組み状況は?

### 皆さんの声を市政運営に 市長への手紙

### 防犯行政無線の 試験放送を行います

### 休日納税窓口 を開きます

### 国民健康保険税の第3期分の納期 限は9月30日(木)です

### 縦覧

7左第一土地区画  
整理審議会委員  
選挙選挙人名簿

### おいでなさい エコ・バザール

### 12年4月1日採用 市看護職員を 募集します

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です。市役所代表番号は64-2111

# 催し案内

市役所の代表番号は  
☎64-2111

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です

募集 1人500円 運動部  
10月10日(日) 必着まで  
現金書留(左記) 運動部市  
〒317-8501 運動部事務局 池ノ谷  
303-0003 相模原市  
2-4-2 (☎66-0000) 〆  
募集係 ☎66-0004

おいでください  
越谷市科学教育  
振興委員会  
市内の児童、生徒の科  
学的な活動の振興を目的  
として、小学生の作品展(10月  
25日、26日)、中学生の  
作品展(10月25日、26日)  
を開催いたします。10月  
25日(日) 午前9時～  
午後4時 観覧券 ¥100  
26日(日) 午前9時～  
午後4時 観覧券 ¥100  
お申し込みは、  
〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

お知らせ  
バック  
この指とまれ!  
お申し込みは、  
〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

お知らせバックの指とまれ!  
11年度分の追加登録・掲載依頼申請を10月  
29日(金)まで受け付けています。  
申込書は、  
〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

人(15歳以上) 1人500円  
参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

参加費は、返信用に代表者の  
住所(氏名)を記し、10月25  
日までに、〒317-8501 運動部事務局  
15  
電話 ☎66-0004

公民館

マイカー点検講習会
大相模
出羽
家庭教育
大袋
海外旅行英会話
大沢
満生
ホームドクター
不安と抗不安薬
就学相談会
入学準備金をお貸しします
各種検査(有料)
健康相談

すこやかさん
健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

子育てサロン
子育て講座
健康診断日程
新入学予定児の健康診断

委員を募集します
男女共学プラン懇話会
就学相談会
入学準備金をお貸しします
各種検査(有料)
健康相談

不安と抗不安薬
抗不安薬という言葉は、聞きなれないものも少なくありません。しかし安定剤とお聞きになると何となくおぼろげになるかと思えます。作用が穏やかであることから、緩和剤や鎮痛剤(インナーキイ)と呼ばれることもありますが、現在では

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

見を反映させるため、第2次しがや男女共学プラン懇話会の委員を募集します。男性の方もぜひご応募ください。
就学相談会
入学準備金をお貸しします
各種検査(有料)
健康相談

不安と抗不安薬
抗不安薬という言葉は、聞きなれないものも少なくありません。しかし安定剤とお聞きになると何となくおぼろげになるかと思えます。作用が穏やかであることから、緩和剤や鎮痛剤(インナーキイ)と呼ばれることもありますが、現在では

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

健康と暮らし
問合せは各施設へ
代表番号のないものは市役所 ☎64-2111

**各種相談** \*相談はすべて無料です

**市民** 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階相談室。市政に関することや日常生活における諸問題について(法律上の問題を含む)。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**法律** 毎週水曜日(祝日の場合は翌日)。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。毎週火曜日(休日の場合は月曜日)。午後1時から市民生活課で予約受け付け(電話のみ)。定員8人。法律上の諸問題について弁護士が応じます(交通事故を除く)。申込みが多いため、上記の市民相談もご利用ください。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**交通事故** 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階相談室。交通事故による補償問題、手続きなどについて。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**交通事故** (弁護士) 毎月第3火曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。当日午前9時から市民生活課で電話予約受け付け。定員8人。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**行政** 毎月第2金曜日(10月は18日(月)、中央市民会館第7会議室の合同相談所で開催)。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。行政上の諸問題について。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**行政書士** 毎月第1金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。電話不可。内容証明、契約、示談、相続、遺言、告訴、告発、法律文書、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借問題、家事問題等について。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**登記** 毎月第1水曜日。午前9時～正午。中央市民会館4階相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について司法書士と土地家屋調査士が応じます。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**不動産** 毎月20日(10月は24日の市民まつりと同時開催)。午前10時～午後3時。埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場横)。不動産に関する事について弁護士と相談員が応じます。問合せ/埼玉県宅建協会越谷支部☎64-7611

**人権** 毎月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館5階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**税務** 毎月第1月曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**税務** 毎月第2火曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。贈与、譲渡、相続等の国税について。問合せ/市民生活課相談係☎63-9156

**税務** (関東信越税理士会越谷支部) 毎週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所(赤山町3-3-4 草島商店3階、越谷税務署前)。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ/関東信越税理士会越谷支部☎62-6131

**消費生活** 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時30分～午後3時30分。中央市民会館2階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて。問合せ/市民生活課消費生活センター☎65-8886

**内職** 毎週火曜・木曜日(祝日、休日を除く)。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人などの相談について。問合せ/商業観光課労政係☎64-2111

**労働** (社会保険労務士) 10月13日(水)、10月27日(水)。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。問合せ/商業観光課労政係☎64-2111

**高齢者職業** 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室。高齢者の就職あっせん、求人の相談について。問合せ/商業観光課労政係☎64-2111

**経営** (中小企業診断士) 10月6日(水)、20日(水)。午前10時～午後4時。中央市民会館4階相談室。事業経営上の問題や経営相談について。電話可。問合せ/商業観光課商業係☎64-2111

**教育** 月曜～土曜日(祝日、休日を除く)。午前9時30分～午後5時(電話相談は午後9時まで)。越谷市教育相談所(東越谷3-10-7 東小林記念会館内)。いじめ、不登校、非行、発達相談等。対象は幼児～高校生。申込み・問合せ/越谷市教育相談所☎66-6833

**家庭児童** 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室。電話可。しつけや習慣、不登校、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ/児童福祉課児童福祉係☎63-9166



板川市長、土屋県知事と阿久津さん  
宮前二丁目在住の阿久津きょうさんが満100歳を迎えたことを祝って、9月9日、板川市長、土屋県知事が慶賀のため、訪問しました。阿久津さんは、婦人参加権実現後の昭和22年4月に越ヶ谷町の女性町議会議員として当選し、議員を1期務めた後も婦人会や老人クラブの会長などを歴任しました。今も100歳とは思えないほど元気で、新聞にも毎日目を通すそうです。市内で100歳を超えている方は、阿久津さんのほかに6人いらっしゃいます。皆さんいつまでもお元気で過ごしてください。

**100歳の阿久津さん 市長がお祝いに訪問** 県知事も駆けつけ  
阿久津さんは、婦人参加権実現後の昭和22年4月に越ヶ谷町の女性町議会議員として当選し、議員を1期務めた後も婦人会や老人クラブの会長などを歴任しました。今も100歳とは思えないほど元気で、新聞にも毎日目を通すそうです。市内で100歳を超えている方は、阿久津さんのほかに6人いらっしゃいます。皆さんいつまでもお元気で過ごしてください。



親子で協力してだるまの顔を完成  
この日は、親子39人が参加。慣れない手つきながらも親子で協力してだるまの顔を完成させました。続いて行われた。続いている手焼き教室では、炭火の暑さに耐えながら一枚一枚丁寧に焼かれています。早くも、自分では最高においしい」と感想を話していました。

**夏休みに参加 地場産業にチャレンジ** 越谷だるま親会  
市の地場産業を知ってもらうとともに夏休みの思い出をつくらせてもらう。越谷市観光協会主催の「だるまの顔描き・せんべいの焼き教室」が、8月26日に北越谷公民館で開かれました。この日は、親子39人が参加。慣れない手つきながらも親子で協力してだるまの顔を完成させました。続いて行われた。続いている手焼き教室では、炭火の暑さに耐えながら一枚一枚丁寧に焼かれています。早くも、自分では最高においしい」と感想を話していました。



パソコンを使った下水道クイズコーナー

**下水道促進デーに併せて 下水道展を開催** 楽しみながら理解する  
下水道への理解と関心を深めてもらい、十分な活用が促進されるよう、越谷市下水道展が9月8日から10日まで市役所1階ロビーで開催されました。これは9月10日の全国下水道促進デーにあわせ行っているもので、今年で8回目です。会場では、下水道の効果や正しい使い方を説明したパネルや小学生の下水道作品コンクールの作品展示がされたほか、パソコンを使ったクイズコーナーも設置され、訪れた人は楽しみながら下水道への理解を深めていきました。

まちのわだいな

タウンビート

TOWN BEAT

人口約5万都市の鼓動 それは一人ひとりが感じ取りたい

**テレビ埼玉 越谷 広報番組**

**「元気に明るく、楽しく」放送中**

放送日 **9月19日(日)**  
午前9時30分～50分  
再放送 **9月20日(月)**  
午前11時00分～20分

さまざまな分野で活動しているボランティアの方の姿を通して、皆さんが身近にできるボランティア活動を紹介します。

\*放送を収録したテープ(前月分まで)を市役所広報広聴課、市立図書館で貸し出しています。ご利用ください。

ご意見、ご感想をお寄せください。  
問合せ 広報広聴課広報係☎63-9117

**皆さんの声を市政運営に 市長への手紙**

専用の用紙と封筒を市内の主な公共施設や各駅に備えています。郵送料は無料です。また、市長へのファクスと市長への電子メールもご利用ください。

**「市長へのファクス」**  
FAX 64-4048  
**「市長への電子メール」**  
http://www.city.koshigaya.saitama.jp/mayor.htm

問合せ 広報広聴課広報係☎63-9117